

## 論文審査の結果の要旨

氏名：伊藤 滋夫

本論文は、近世フランスにおける中央と地方、または王権と地方特権の関係を、ラングドック地方三部会の財政運営の視点から研究し、この地方社団の長期的存続理由を解明した論考である。一般に従来のアンシャン・レジーム研究は、絶対王政論を前提とするにせよ、または社団国家論を導入するにせよ、国家の視点が支配的な位置を占め、地方の視点は稀薄だった。その結果として議論は中央・地方の力関係の解釈に終始し、地方特権の維持を中央集権化の限界・挫折とみる理解が一般的だった。つまりそこには特権維持の内在的根拠の解明が欠落していたのであり、本論文はこの研究史上の空白に一石を投じた貴重な業績であると考えられる。

全体は7章から構成され、まず第1章でラングドック地方の行財政制度が概観されたのち、第2～4章で地方財政の主要な収入項目である直接税の構成、およびその徴収機構の変遷過程が詳細にたどられ、同時にこの機構の要(かなめ)に位置する三部会財務官の家門が、人物誌的に検討される。つづく第5章では地方財政の枢要な支出項目である公共事業の構成と実態が研究され、それが18世紀末に財政危機を引き起こす一因となる事実が指摘される。最後の第6章と第7章は、こうして生じた財政不均衡を補填するために発行された地方債の形態と公債保有者層の社会的分析であり、これによりラングドックを基点としてフランス全国、さらに国外に広がる公信用市場の存在を眺望する。しかし公信用の拡大は、公債利子に相当する定期金支払額の膨張をもたらし、地方財政の内在的危機を深化させることにより、フランス革命による地方社団の崩壊を準備したという展望をあたえて、本論文の終章は締めくくられる。

本論文は、このように地方税制と公共事業から地方債制度と公債保有者層に至る一貫した分析のために、フランスで一次史料探索を実行し、とくにエロ県文書館の地方三部会文書(série C)および定期金(ラント)設定契約を含む公証人文書(série 2E)の手稿史料を有効に用いたオリジナリティの高い研究である。本論文により地方財政の内部編成とその内在的諸問題の認識はおおいに深められ、近世フランス国家の基盤を底辺から再構成する作業の有用な一例が示されたと考えてよい。

もちろん問題点は多く残されている。たとえば本論文と本人の既発表論文との関係が明示されず、不適切な参照指示が註の中に散見されたり、税制などの初歩的な概説が長すぎたり、細部にこだわる叙述が多くて全体を貫く論理性が見えにくくなったり、本論中に「むすび」や「小括」が頻繁に挿入されたりする形式上の難点に加えて、史料分析そのものにもやや強引な解釈や根拠薄弱な推論が見られ、とくに公債市場をめぐる社会史的分析は、本論文の独創的な中核をなすだけに、再検討のうえ修正される必要があるだろう。

しかしながら、以上の欠点や問題点は、誠実な努力を傾けた成果である本論文の学問的価値を損なうものではない。本論文が日本の近世フランス史研究の貴重な一里塚になることは、その内容の全体が保証している。それゆえ審査委員会は一致して、本論文が博士(文学)の学位を授与するに相応しいとの結論に到達した。